



2022年5月19日

各 位

会社名 松井建設株式会社
代表者名 取締役社長 松井 隆弘
(コード番号:1810 東証プライム)
問合せ先 取締役執行役員
管理本部長 堀 博之
電 話 03-3553-1151

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第93期定時株主総会に下記のとおり「定款の一部変更について」付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」令和元年法律第70号附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第16条（電子提供措置等）第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役会の意思決定の「機動性」、「迅速化」を図るため、取締役の員数を10名から9名に減員します。

将来的に、独立社外取締役の構成比率のさらなる向上を目指してまいります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(員数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日 (予定)

以上